

下関市立大学教務委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 1 2 号

改正 平成 22 年 12 月 20 日規程第 34 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学の運営組織等に関する規程第 15 条に基づき設置される下関市立大学教務委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審 議 事 項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程及び授業に関すること。
- (2) 試験及び単位認定に関すること。
- (3) 学生の退学、転学、休学に関すること。
- (4) 学生の修学上の賞罰に関すること。
- (5) 教務の自己点検評価に関すること。
- (6) その他教務に関すること。

(構 成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学部長
- (2) 学科会議選出委員 4 名
- (3) 学務グループ長
- (4) 学務グループ職員 1 名

(任 期)

第 4 条 前条第 2 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が任期途中で退任した場合は、速やかに補充する。
- 3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長 等)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員会の委員長は、副学部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員長に事故があるときに職務を代行させる委員をあらかじめ指名する。

(委 員 長 の 責 務)

第 6 条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、前条第3項に基づき指名された委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(拡大教務委員会)

第9条 委員長は、第2条第5号に規定する自己点検評価に関すること及びその他教務に関する重要事項を審議するために、学科主任等を加えた拡大教務委員会を開催することができる。

2 拡大教務委員会に関し必要な事項は、別に委員長が定める。

(議事録)

第10条 委員会は、会議の議事について会議録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、学務グループ教務班において行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月20日規程第34号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。